

【現況】



【施設存在時】



図 10.10.2-2 (8/11) 眺望景観の変化 (L-8 羽貫駅)

【現況】



【施設存在時】



注) 作成したフォトモンタージュは現時点でのイメージである。

図 10.10.2-2 (9/11) 眺望景観の変化 (L-9 伊奈中央駅)

【現況】



【施設存在時】



図 10.10.2-2 (10/11) 眺望景観の変化 (L-10 志久駅)

【現況】



【施設存在時】



図 10.10.2-2 (11/11) 眺望景観の変化 (L-11 綾瀬川沿いジョギングロード)

10.3 評価

1) 評価方法

評価は、景観への影響が事業者の実行可能な範囲で回避又は低減されているものであるか否かについて見解を明らかにし、かつ、国、県等による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標が示されている場合は、この基準又は目標と予測結果との整合性について検討した。

環境保全目標は、「周囲の景観との調和が図られること。」を前提とし、表 10.10.3-1 に示す基準等と比較した。

表 10.10.3-1 景観に係る環境保全目標

段階	項目	環境保全目標												
存在・供用時	施設の存在	<p>景観法の基づく「埼玉県景観計画(令和7年7月改正、埼玉県)」に示されている景観形成基準を考慮して、「周囲の景観との調和が図られていること。」とした。</p> <p>【景観形成基準】</p> <p>ア 配慮事項</p> <p>(ア) 遠景～中景（広域景観の中でのありかた）</p> <p>a) 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。</p> <p>b) 山の稜線や神社仏閣などの地域の優れた眺望を大切に、道路その他の公共の場所における視点場からの眺望の保全に配慮すること。</p> <p>(イ) 中景～近景（周辺景観の中でのあり方）</p> <p>a) 建築物の外壁や物件の堆積の遮蔽物など、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等とすること。</p> <p>b) 建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。</p> <p>c) 建築物等の形態は、周辺のまち並みや建築物の形態と調和した形態とすること。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。</p> <p>(ウ) 建築物等のデザイン</p> <p>a) 外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は避けること。多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</p> <p>b) 屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。</p> <p>c) 屋上設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲うこと。ルーバー等は建築物本体と調和する外形及び色彩とすること。</p> <p>d) 敷地内には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽すること。それらは道路等の公共空間に面する部分に植栽すること。</p> <p>e) 資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺は植栽等で遮蔽すること。</p> <p>イ 勧告基準（法第16条第3項の基準）</p> <p>(ア) 建築物及び工作物</p> <p>別表2の大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計（着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。以下、同じ。）が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるときは勧告及び公表を行うことができる。</p> <p>(イ) 物件の堆積</p> <p>a) 堆積の高さ</p> <p>堆積の高さが3mを超えるとき。</p> <p>b) 堆積物の遮蔽</p> <p>遮蔽物が無く、又は不十分で、周囲から堆積物が見えるとき。</p> <p>c) 遮蔽物の色彩</p> <p>別表2の大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩の面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるとき。</p> <p>(ウ) 変更命令基準（法第17条第1項の基準）</p> <p>建築物及び工作物については、別表2の大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるときは変更命令を行うことができる。</p> <p>＜別表2＞</p> <table border="1" data-bbox="488 1744 1390 1973"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5 Rから7.5 Y</td> <td>-</td> <td>6を超える</td> </tr> <tr> <td>7.5 RPから7.5 R (7.5 Rは含まない) 7.5 Y から7.5 GY (7.5 Yは含まない)</td> <td>-</td> <td>4を超える</td> </tr> <tr> <td>7.5 GYから7.5 RP (7.5 GY及び7.5 RPは含まない)</td> <td>-</td> <td>2を超える</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	7.5 Rから7.5 Y	-	6を超える	7.5 RPから7.5 R (7.5 Rは含まない) 7.5 Y から7.5 GY (7.5 Yは含まない)	-	4を超える	7.5 GYから7.5 RP (7.5 GY及び7.5 RPは含まない)	-	2を超える
色相	明度	彩度												
7.5 Rから7.5 Y	-	6を超える												
7.5 RPから7.5 R (7.5 Rは含まない) 7.5 Y から7.5 GY (7.5 Yは含まない)	-	4を超える												
7.5 GYから7.5 RP (7.5 GY及び7.5 RPは含まない)	-	2を超える												

2) 環境の保全のための措置

景観への影響を低減させるため、環境の保全のための措置として以下の事項を実施する。

(1) 存在・供用時

表 10.10.3-2 環境の保全のための措置（存在・供用時）

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の存在	周辺環境との調和	・圧迫感を与えないように、できる限り敷地境界から離す等の施設形状及び配置計画に努める。		○	
		・敷地全体で、工場立地法に定める緑化率20%以上を達成する。		○	
		・外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は避ける。		○	
		・建物の色彩及び形態については、埼玉県景観計画の景観形成基準に基づく配慮を行い、周辺景観と調和するよう工夫する。		○	
		・対象事業実施区域内の緑化に当たっては、人工的雰囲気緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮する。		○	
		・敷地内には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽する。		○	
		・植樹の構成は、高木、中木、低木を混在させた多層構造となるよう配慮し、周辺からの建物の視認を遮蔽できるように植栽する。		○	
		・整備する緑地等については、適切に維持・管理を行う。		○	

3) 評価の結果

(1) 存在・供用時

① 施設の存在

ア 回避・低減の観点

予測の結果、L-2 対象事業実施区域（北）、L-3 隣接民家付近（北）、L-5 隣接民家付近（南）では施設の存在による圧迫感があり、眺望景観に変化が生じ、景観への影響が生じるものと予測されることから、敷地内には県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽する等の環境保全措置を講じることにより施設の存在による影響を低減させる。

したがって、景観への影響は事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価する。

イ 基準・目標等との整合の観点

予測の結果、L-2 対象事業実施区域（北）、L-3 隣接民家付近（北）、L-5 隣接民家付近（南）では施設の存在による圧迫感があり、眺望景観に変化が生じ、景観への影響が生じるものと予測されるが、敷地内には県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽する等の「埼玉県景観計画」に示されている「景観形成基準」を踏まえた環境保全措置を講じることとしている。

したがって、環境保全目標である「周囲の景観との調和が図られること。」を満足するものと考ええる。